

奈良県こども・子育て応援県民会議設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県づくりを目指した県民運動を広く展開するため、「奈良県こども・子育て応援県民会議」(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」(以下「プラン」という。)に基づいた次に掲げる事項を行う。

- (1) 妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える取組に関する事。
- (2) すべての子どもを健やかにはぐくむ取組に関する事。
- (3) 困難な状況に置かれている子どもを守りはぐくむ取組に関する事。
- (4) 次代を担う若者を応援する取組に関する事。
- (5) その他プランの推進に必要な事項に関する事。

2 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

3 県民会議は、次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)第21条の次世代育成支援対策地域協議会とする。

(組織)

第3条 県民会議は、別紙に掲げる団体の構成員等で知事が委嘱した委員をもって構成する。

2 各委員は、所属する団体等を代表するとともに、第2条第1項に掲げる取組を行うものとする。

3 委員が欠けた場合は、後任の委員を委嘱することができる。

4 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 県民会議に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は県民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県民会議の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

(意見聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を参考人として会議に出席させ、議事について説明させ、または意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

- | | |
|-----|------------------------|
| 附 則 | この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 |